平成２７年（フ）第２２９２号
大阪市平野区長吉川辺４丁目１番15―15号
債務者　からほりまついこと　松井　伸一
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０２号
大阪市城東区森之宮２丁目６番1150号
債務者　鵜瀬　光一
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹平　征吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３１号
青森県上北郡六戸町小松ケ丘２丁目77番地577　コーポ華Ａ、旧住所青森県三沢市春日台３丁目154番地190号　小笠原住宅Ａ
債務者　山下　惣一
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第３２号
青森県十和田市西二十二番町42番１号　金崎Ｂ団地11号
債務者　畑山けい子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第３３号
青森県三沢市岡三沢７丁目33番地３号　コーポピュアⅠ号室、旧住所青森県十和田市大字三本木字里ノ沢１番地268
債務者　桜田千々子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第３４号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字高田11番地２　川口武男方
債務者　川口　正起
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第３５号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字高田11番地２　川口武男方
債務者　川口　典子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第８８号
千葉県佐倉市西志津７丁目５番22号　グレンビィタウンＡ号
債務者　河口真由美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９３号
千葉県富里市御料968番地　Ｔフィオーレ５―202
債務者　塩野　昭子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１１４号
千葉県白井市西白井２丁目21番地20
債務者　市東　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１１６号
千葉県八街市八街ほ669番地28　エスポワール石渡102号室
債務者　川瀬　　亮
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６４号
岡山県倉敷市新田3058番地４
債務者　安田　政樹
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
岡山県倉敷市中畝１丁目７番46号　ロイヤルハイネスＡ101
債務者　大橋　俊明
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
岡山県倉敷市玉島乙島4076番地11　滝澤アパート２Ｆ東号室
債務者　松榮　照美
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
高知県吾川郡いの町枝川313番地　サントス枝川606
債務者　伊東　満子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１９号
高知市伊勢崎町５番13号
債務者　伊東　清水
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２０号
高知市伊勢崎町５番13号
債務者　伊東　幸男
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高知地方裁判所破産係